

◎議 事 日 程（第5号）

平成25年6月20日（木曜日）午後1時30分 開議

日程第1 議案第38号 愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について

日程第2 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

2番	島田 浩 君	3番	大島 一郎 君
4番	加藤 敏彦 君	5番	真野 和久 君
6番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	三輪 俊明 君	9番	鷲野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	近藤 健一 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	山岡 幹雄 君
14番	大野 則男 君	15番	吉川 三津子 君
16番	前田 芙美子 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	中村 文子 君
20番	八木 一 君	21番	鬼頭 勝治 君
22番	大宮 吉満 君	23番	竹村 仁司 君
24番	榎本 雅夫 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	山田 信行 君
総務部長兼 会計管理者兼 会計室長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	水谷 勇 君
市民生活部長 兼福祉部長	五島 直和 君	上下水道部長	加賀 裕 君
消 防 長	小塚 良紀 君	総 務 課 長	猪飼 明 君
施設整備課長 担当	横井 一夫 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部 秀三
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦

午後 1 時30分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、こんにちは。

ここで報告をさせていただきます。本日、報道機関より取材のための撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定によりこれを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第38号（請求代表者の意見陳述・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・議案第38号：愛西市の庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について、地方自治法第74条第4項の規定により条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者は、三枝豊明氏、濱崎裕功氏、永井初子氏の3名であります。意見陳述の時間は、17日開催の本会議で決定いたしました全体で30分以内となっております。

では、初めに永井初子氏の発言を許可いたします。

〔請求代表者・永井初子君 入場〕

○請求代表者（永井初子君）

「愛西市の庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例制定請求」意見陳述。早尾町川並在住、請求代表者・永井初子。

私は、3,936人の署名の声を代表して、意見陳述を行います。

議案に愛西市の庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例制定請求書があります。その1に、住民投票条例制定請求の趣旨があります。その中の1、2、3について、代表者3人が意見陳述を行います。

私は、1の「庁舎統合・増築は、合併時の協定（佐織、立田、八開の3庁舎を総合支所にし、永和、市江に出張所を設定）を廃止するもので、協定違反です」の項目を中心に陳述をいたします。

愛西市は、私たちの暮らしに大きくかかわる庁舎統合・増築問題を、私たち住民に説明会も開かず押し進めています。きょう提案されている議案の市長意見の中で、市は、広報紙やホームページで広く市民に計画を周知しつつ、市民皆さんの意見を聞きながら進めてきたと書かれていますが、肝心の住民の声を直接聞く説明会がなされておりません。住民のことを第一に考えているなら、十分時間があつたはずですから説明会を開くべきでした。

合併のときは4自治体で住民説明会が開催され、37会場1,849人の参加でした。立田、7会場で338人、八開、3会場で82人、佐織、11会場で658人、佐屋、16会場で771人、その説明会

では、合併について住民の心配・不安な点と、その対応について、資料で説明がされておりました。その1つに、行政サービスの低下や負担の増大などの住民の不安については、それぞれの行政サービスに見合った住民の適正な負担を念頭に置きながら、原則として住民サービスの低下を招かないように調整しておりますとありました。

また、行政区の拡大による住民の意向の反映については、各行政区の総代や自治会、コミュニティーなどは現行のまま存続し、また町村役場を単位とした総合支所の設置、新市の広報広聴制度の拡充などにより、従来どおり住民の意向やサービス提供に込えられるものと考えているとありました。

また、中心市街地とそれ以外の地域の格差に対する不安については、各町村の現行事業や総合計画をもとに、新市として一体性の確保や地域間の均衡ある発展に留意しながら、それぞれの地域の状況に応じ、施策を計画に実施していくよう協議していると書かれております。

当時、このように説明がされております。私が参加した会場では、それでも将来どうなるか心配と合併に反対された方、これまでどおりの庁舎でこれまでどおりサービス等を行うならと合併を受け入れた方、今はよくても合併後、切り捨てないようにしてほしいと要望をされた方などの声が上がっておりました。住民の心配、不安を踏まえ、合併協定書が調印されたのではないのでしょうか。

合併協定書の新市の事務所の位置。1. 新市の事務所の位置は、愛知県海部郡佐屋町大字稲葉字米野308番地、現佐屋町役場。2. 庁舎の利用の方法については、分庁方式及び総合支所方式の併用。3. 立田村、八開村及び佐織町の現庁舎については、総合支所機能を有する分庁舎とすると明記されました。

平成17年4月1日から愛西市がスタートしました。合併して、この間に保健センターがなくなった地域もあります。また、永和出張所存続を求める5,105人の署名が市長に提出もされております。また、住民の声として、「赤ちゃん等の健診も遠くなり、ゆっくり相談ができなくなってしまった」「健診に行けなくなった」「福祉のことで佐織庁舎まで行くなど、合併して大変不便になった」「合併しないほうがよかった。もとのように近くの庁舎で全てできるようにしてほしい」の声が多く聞かれるようになりました。私たち市民は、もとの総合支所方式に戻してほしいと強く望んでいました。

ところが昨年、私は庁舎統合・増築の話にびっくりしました。同時に、3階建て立田庁舎は壊して平屋にする計画を知り、本当にショックでした。防災のことを考えた計画なのか、市に対して不信感も抱きました。日ごろ、私は市職員の窓口対応は本当にいいなと思っていただけに、がっかりいたしました。合併協定の新市の事務所の位置は、合併時に心配していたサービスの低下、周辺地域の切り捨てはしないように決められたはずです。合併時の説明と違い、庁舎統合・増築は合併協定違反です。こんな大事な庁舎の問題を、住民に何の説明もなしで進めてしまっているのでしょうか。今は、むしろ防災、財政の面からも、合併協定を守るべきときではないのでしょうか。どうしても庁舎統合・増築が必要なら住民説明会を行い、市民に問うべきではないのでしょうか。

合併時は住民説明会を37会場で行い、合併したら住民無視、これは本当に許せません。「今、声を上げないと、子供や孫たちに安心して住める愛西市を残せない」「私も参加して、市をよくしていきたい」「説明を聞き、自分たちで決めたい」こうした思いを持つ多くの皆さんと一緒に、住民投票条例を求める直接請求署名を行ってきました。私たち市民も変わらなければ市政を変えることができないことを、この運動を通じて教えられました。

議員必携には、議会の機能は住民にかわって重要な意思、すなわち市の進路と運営の基本を決定し、その過程において広く住民の意向を反映させることが基本理念ですとうたわれています。また、議員は住民全体の代表者であることに徹し、何人からも何の拘束も受けることなく、自己の良心と信念に基づいて自由に主張し、これを調整統合するとともに、住民の利害や意向を議会審議を通じて行政に反映させるよう努力するとあります。

議員の皆さん、ぜひ私たち住民の声、3,936人の住民の投票条例制定を求める声をしっかりと受けとめていただきますようお願いして、私の意見陳述を終わります。重ねて、ぜひよろしく願いいたします。

〔請求代表者・永井初子君 退場〕

#### ○議長（加賀 博君）

傍聴者の方に申し上げます。拍手は禁止されておりますので、御遠慮ください。

次に、濱崎裕功氏の発言を許可いたします。

〔請求代表者・濱崎裕功君 入場〕

#### ○請求代表者（濱崎裕功君）

議員の皆さん、こんにちは。

私は、愛西市の庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例制定請求の代表者の一人、濱崎裕功です。

私は、住民投票条例請求の要旨のうち、2項を中心に陳述いたします。

2項には、行政は住民の福祉や生活、あるいは防災の面からも、身近にある必要性が東日本大震災で明らかになりました。庁舎統合は、この教訓に逆行するものであると記しました。公共交通機関の乏しいこの地域で高齢化社会が進めば、行政が身近にあることは切実な要求です。同時に、市が発行している防災マップでも明らかなように、愛西市は南に行くに従って土地が低くなります。本庁舎のあるこのあたりは、海拔マイナス1.9メートルです。愛西市の大部分が堤防によって水害から守られていると言えます。現在の155号線がその昔、佐屋川が流れていたと想像できるでしょうか。私は町方町北堤外に住んでいますが、付近には南堤外や彦作堤外などの地名が示すように、昔は天王川の川底でした。このように、愛西市の大部分は川底だったのです。

1月26日、佐屋文化会館で、愛西市役所建設・改修及び市役所・文化会館共用駐車場拡張事業の目的及び内容についての説明会がありました。この説明会に参加された方が見えますか。また、この説明会があると知っていた方は、お手数ですが挙手をお願いいたします。

この問題は、今の愛西市の行政の姿を如実に物語っていると思います。

26日のこの日、市民の会は打ち合わせ会議を佐屋文化会館で予定しておりましたが、説明会のあることを知り、急遽会議を変更して全員説明会に参加しました。参加者20人、市側の関係者6人でした。市民の会を除くと、たった10人の参加者しかいなかったこととなります。こんな参加者で土地取得に関する公聴会と言えるのか、広報「あいさい」になぜ掲載しないかとの質問に、中日新聞の催し欄に掲載をお願いした。市のインターネットのブログにも載せましたとの回答でした。

公聴会とは、行政機関が実行しようとする課題について住民に広く説明し、意見を聞き、それを行政に反映するために行うものです。しかるに全市民に届ける広報紙にも載せない。中日新聞の催し欄で告知したと説明する。何を考えているのでしょうか。公聴会を土地取得に関する単なるセレモニーとしてしか考えていないことのあらわれではないでしょうか。

先ほどの説明会で配付された資料の中に、防災備蓄倉庫の計画図があります。現在の愛西市社会福祉会館のある場所です。昔の人たちは、水害に備えて高い場所に水屋を設けました。ここに生活に必要な食料や燃料を確保し、水害がおさまるまで避難して過ごしました。海面から2メートルも低い土地に防災備蓄倉庫をつくって、実際に役立つと本気で思っているのでしょうか。一面に水没した防災倉庫から、どうやって資材を運び出すというのでしょうか。正気の沙汰とは思えません。

さて、各議員の方々にお届けした条例制定の取り扱いについてのお願いでも記載しましたが、住民投票条例請求が成立して、庁舎統合・増築問題は議会に委ねられました。まさに議会が成否の決定権を握っております。

直接請求運動で住民の方々と話し合いました。多くの問題が市民に知らされずに処理されてきたことや、財政の使い方に心配している等の声が聞かれる一方、住民の声が反映されない議会のあり方に問題があるという意見もありました。

昨年12月、住民への説明会を開催するようにとの発言に対して、副市長は、説明会を開くとこの問題は白紙になってしまうと答弁したと聞きました。実に的確に状況を把握していると感じいたしました。庁舎建設に反対運動が起こることを十分に予測していたからこそ、この発言になったと考えます。住民の意思を無視し議회를冒瀆する、このような発言の取り消ししないしは削除を議会が求めたということを経験するまで聞きません。

17日付、この件についての市長の意見の中に、南海トラフ地震のためにも災害拠点として新庁舎が必要との趣旨があります。昨年8月、中央防災会議は各所の地震確率を発表しました。これによりますと、愛西市役所は84.5%と、近隣の役所の中でも一番軟弱な地盤であることを御承知で提案されているのでしょうか。ちなみに津島市や弥富市は77%です。数字が大きいほど軟弱地盤であることを示しております。現在の計画は、南海トラフ地震発表以前のことであり、この点から計画見直しがあつて当然です。これを逆利用して新庁舎建設を推し進める理由にすることは許されないと思います。

このような行政の姿勢を改めさせ、住民の声が反映される議会であることを願うとともに、庁舎統合に寄せられた多くの市民の熱い思いをお酌み取りいただき、住民投票が実現するよう

改めて議員各位の英断と矜持を強く訴えるものです。御清聴ありがとうございました。

〔請求代表者・濱崎裕功君 退場〕

○議長（加賀 博君）

次に、三枝豊明氏の発言を許可いたします。

〔請求代表者・三枝豊明君 入場〕

○請求代表者（三枝豊明君）

皆さん、こんにちは。

請求代表者の三枝です。

意見陳述の初めに、日永市長がまだ議員であったころの3月31日に、当時の全ての議員の方々に、市庁舎統合・増築問題について市議会議員としていかなお考えかという問いを公開質問書として、返信用封筒で切手まで張ってお届けしました。これに対して、4人の議員の皆さんから御意見をいただきましたが、他の多くの議員の方々からは何の返信もありませんでした。これが社会的責任を負っている方々のとるべき態度かと残念至極であります。

住民投票条例が市議会に正式議題としてなりましたので、さきにお届けした市民の質問に正面から答える立場で議会に臨んでいただきたいと思います。市民は、大きな関心を持って皆さんの態度を注目しております。よろしくお願いします。

さて、陳述の最初に、請求の趣旨、主に③項、財政問題にかかわって意見陳述をします。

第1に、庁舎統合・増築問題が市民の前に突然あらわれたのはマスコミ報道からでした。きょうまでの市民への広報でも、市庁舎統合・増築と関連事業の総額予算は50億なのか、60億なのか、予算額が空欄のままというのが多くて、結果的には青天井予算となっています。お金を払うのは市民、住民です。このように巨大な事業について、市長は住民によく説明し、住民の意見を聞くことがスタート点でなければなりません。

議員の皆さんにお願いします。巨額な建設費を今後税金として支払い続ける市民に納得がいくよう、よく説明するためにも住民投票が必要です。新しい市政のあり方として、有権者との対話によって大型施策を決めていくという、開かれた市政の第一歩にしてくださいお願いします。

第2に、私たちの愛西市も少子・高齢化が顕著に進行しています。国は、このようなときに軍事費をふやし、福祉を削り、既に地方交付税交付金を削減してきました。愛西市は、これと時を同じくしてお城のような豪華な市庁舎を建て、50億円を超える関係費用をつぎ込み、住民サービスを削減しようとしており、都市計画税という話さえも出ています。市民は、この誤った決断に不安を大きくしています。都市計画税も住民サービスの削減も、新たな合併協定違反となります。

市長並びに議員の皆さん、憲法と地方自治法に明記されているように、国民・市民が主権者であり、地方自治法第2条に明記されているように、地方自治体の目的は市民の安全と福祉の向上のためにこそあります。50億円を超える巨額な税金を投じるのであれば、この法律の目的のために行われるべきです。国は、公共施設の耐震補強と長寿命化を推進することで経費の節

減をしようとするにかじを切りました。次世代にわたる市民に責任を持つ立場から、市庁舎統合・増築は市民自身が判断するよう住民投票条例の制定をお願いします。

第3点は、市庁舎建設関連費用の巨額な支出と、300億円を超える借金の返済と、さらにあわせて地方交付税合併特例交付金が削減され始め、市民生活へ大きなしわ寄せが懸念されます。大型箱物行政の尻ぬぐいは、全て市民に押しつけられます。

市長さん、議員の皆さん、私たちは、孫子の世代まで責任を負う立場に立つならば、全市民に判断していただく住民投票を行うことが必要と判断しました。署名期間も短く、市民の参加要求には応え切れませんでした。意思表示をしたいという強い申し入れも署名期間の最後までたくさんありました。きちんと市民に説明責任を果たすべきだという要求が共通していました。条例制定が市政の信頼回復の鍵となります。

最後に、市長提案について2点ほど陳述をいたします。

1つは、市長は、議会制民主主義と直接請求による住民投票は矛盾するかのような発言をしておられます。市長も議会も市民の信託によって行政機能を信託されているのであり、この行政機能が市民の意思にそぐわない場合は、行政機能の一部または全部を差しとめたり、変更を求めることができるよう、さまざまな直接請求が法制化されています。

この直接請求制度は、戦前の日本が、あの悲惨な戦争に暴走してしまった痛恨の反省から、国民・市民が権力の暴走を食いとどめるために制定された制度であり、世界の民主制度の共通の国民主権の具体化であります。市民の要求に応え市民説明会を開き、増税計画や市民サービスの切り捨て計画など全てを情報公開し、広く公論で決すべきです。情報公開と民主主義は世界の原理原則と言われているように、公開を重視し、住民投票条例の制定を求めるものです。

市長意見の2つ目は、住民投票条例の反対理由に、市長は有効投票率の規定がないと言っておられます。有効投票率による足切り規定は、民意切り捨て規定です。市民に何の情報も与えず、判断材料も持てないようにすれば、投票率は低下し、結果的に住民投票を無効にすることができるもの、そういう内容になります。市民説明会を丁重に開き、必要なら公開討論会などを旺盛に開いて市民の関心を高め、市長と議会はそれを吸収していく姿こそ求められる姿ではないでしょうか。これに逆行する民意の封じ込めのための投票率条項は提案しません。

なお、条例第5条では、住民投票結果をどのように受けとめ判断するかは、市長と議会の責任に委ねてあります。

以上、3,936人の直接請求署名者の声を代表して、市議会に対する代表者3人の意見陳述を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

〔請求代表者・三枝豊明君 退場〕

#### ○議長（加賀 博君）

以上で請求代表者の意見陳述を終了いたします。

次に、議案第38号の質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。



#### ○4番（加藤敏彦君）

今、3名の請求代表者の方の陳述がありました。

一部、三枝代表の陳述の中で、都市計画税については、市長は実施しないと今議会で表明されておりますので、訂正をしておくと思います。

それでは、議案第38号：愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について質問をいたします。5点ほど通告しておりますが、4点に絞って質問をいたします。

まず、住民説明の責任と必要性についてであります。

庁舎事業については、2012年9月、昨年の9月議会で副市長が述べられた、住民説明会を行うと計画が白紙になるおそれがあるから行わない。この答弁は、市民から「本当に言ったのか」「なぜ撤回しないか」など厳しい意見が聞かれています。庁舎事業について、住民合意を得るために住民説明会を計画してこなかったことが最大の誤りだと考えます。庁舎事業について市民がどのように考えているのか、それを示したのが4月の選挙ではなかったかと思えます。

市長選挙では、松崎省三候補が5,772票、28.42%、日永市長が1万4,531票、71.58%で新市長となりました。同時に行われました愛西市の市議会議員選挙の結果、議員になりました三輪候補は、庁舎統合・建設は賛成ということで、7,809票、42.9%、大宮候補は、庁舎統合・建設は反対ということで、5,586票、30.7%、そして出口候補は、庁舎統合・建設は市民の意見を聞くということで、4,807票、26.4%の結果でありました。大宮候補と出口候補の得票率を合わせると57.1%となります。この結果が、今、市が進めている庁舎事業に対し、住民説明が行われず、説明責任がなされていない、住民の合意が得られていないということを示しているというふうに私は考えます。

現在は統合庁舎について検討されておりますが、今後、出張所の廃止、立田、佐織庁舎の解体問題が出てきます。身近な庁舎問題について、一層住民説明と住民合意が求められると考えます。市長は、庁舎事業について住民説明会を行わないと表明されておりますが、きちんと住民と向き合って説明会を行うべきだと考えます。

2点目は、東日本大震災を踏まえた検証が必要だということであります。

私が住んでおります勝幡地区は、昭和51年9月に目比川の決壊による浸水を経験いたしました。その経験をされた方からは、身近な庁舎、佐織庁舎は残してほしいという声が寄せられております。

市の庁舎事業は、平成23年2月に庁舎整備基本計画が策定されました。その翌月の3月11日に東日本大震災が発生いたしました。東日本大震災は、1,000年に1度と言われる規模で、これまでの防災についての考え方、計画を大きく見直ししなければならなくなりました。今、市民の中に、マイナス1.9メートルの浸水するところに市役所に建てていいのか、危険を分散するために、4庁舎方式を維持したほうがいいのかという声が聞かれます。新庁舎の建設で、防災体制や設備は充実されるでしょうが、庁舎統合の計画が本当に大震災に対応できるものか、浸水で陸の孤島となり、宝の持ちぐされになるのではないかと、検証が必要だと考えます。

3点目は、長寿命化工事を踏まえた検証が必要であるということでもあります。

市の行政改革推進委員会は、公共施設の設置及び効率的な管理・運営の推進の立場から、庁舎検討委員会を設置し、愛西市の庁舎のあり方を答申いたしました。ここで各庁舎の修繕費及び耐震化費用が多額に見込まれるということを述べておりますが、これは従来の工法による費用ではありませんか。長寿命化工事による費用計算はされておられません。長寿命化工事を踏まえた検証があれば、分庁方式の優位性が出てくると考えます。

それから、4点目の住民合意の問題は1項目と重なりますので省きまして、5点目の住民投票の条件についてお尋ねいたします。

市長の意見書では、住民投票が成立するための条件として、例えば直近の市長選挙の投票率である40.08%以上の有効投票があることを住民投票を有効とする条件とすべきではないでしょうか、これは非常に具体的な数字が出ておりますので、関心を持って読みましたが、さて、5月26日に、東京都の小平市で都市計画見直しの是非を問う住民投票が行われました。しかし、投票率が35.17%、市議会が定めた成立要件、投票率50%に達しませんでした。有権者数14万5,024人のうち5万1,010人が投票しましたが、開票はされませんでした。この基準ならば、4月の愛西市の選挙は無効ということになります。日永市長も誕生しておりません。住民投票の条件として投票率が必要ならば、市議会でも条件を決めれば問題ではないでしょうか。40%で住民の意思を確認したいと意見を述べられたらどうでしょうか。

一番大事なことは、住民にとってサービスについても負担においても大きな影響を受ける庁舎事業についてしっかり住民説明を行い、住民の意思を尊重して住民合意で進めることでもあります。それがこの融和を図るということではないでしょうか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、順次答弁をさせていただきます。

先ほど意見陳述も述べられまして、私もいろいろな思いをめぐらせているわけでございますが、加藤議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の住民説明会の責任と必要性ということでございますけれども、今まで市からも御説明しておりますけれども、さまざまな場面で市民に知らせる努力をしてきたと考えております。しかしながら、説明の方法などについては、御意見、御要望などさまざまあること自体も、私自身も承知いたしております。そして、私自身も今回の市長選挙におきまして、さまざまな機会を通じ、私自身の考えも伝えてまいりました。そういうことを考え、努力してまいりました。ですので、そういうふうな考え方を1点目は思っております。

次に、2点目の東日本大震災を踏まえた検証が必要ではないかという質問でございますけれども、当然意見の中でも述べさせていただいておりますけれども、東日本大震災が起きまして、防災に対する国民の皆様方の意識が変わったこと、私自身も変わってまいりました。そんな中で、今回の愛西市の統合庁舎につきましても、そのことを検証し、あのような災害が起きた場合にいかに対応していくのか、そういうことを踏まえた上での今回、庁舎の計画になっている

と考えております。

続きまして、長寿命化を踏まえた検証をして、新たな計算をという御質問でございますけれども、これにつきましては、担当のほうから後で説明を若干させていただきたいと思っております。

続きまして、5番目の住民投票の投票率の条件の関係でございますけれども、私自身といたしましては、先ほど市長選挙や議員の方の選挙の件も言われましたけれども、今回のこの住民投票条例に関しましては、民意を反映した議会が正常に機能してない場合で、住民の意思を直接確認する必要があるのではないかということ考えた場合の住民投票ということを考えておりますので、今回はそういう意味でこの規定が必要ではないかというふうに私自身は考えております。以上です。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

それでは、私のほうから、長寿命化の関係について御質問をいただきましたので、その考え方について御答弁をさせていただきます。

議員のほうから、各分庁のほうの、当然ながら長寿命化を踏まえた中での優先的な考え方も持つべきではないかというお話だろうというふうに思っています。

確かに今回、議員のほうからもお話がありましたように、各分庁のそれぞれの整備計画方針というものを出示しております。その中に、それぞれ各、当時耐震診断的なものを当然やっておる数値的なものは掌握をしています。ただ、立田庁舎の一部についてやってない部分もありますけれども、少なくともそういった目線の中での数値の検証というのは、その整備計画にも数値的なものをうたっておりますけれども、やってきたつもりであります。

そんな中で、少なくとも当初の方針は、ここが一応お話がありましたように本庁舎の維持です。ですから、この既存棟を一応活用しつつ新たに増築棟を設けるとというのが、これは今までの流れの中での検討委員会としての方針でありました。そういった中で我々としては進めてきたつもりでありますし、これも議会のほうへは何度も報告をさせていただいております。

そして、既存棟の長寿命化、そういったものも必要じゃないかと、当然そうであります。今回の考え方につきましては、耐震を図る中で、今現状を検証した中で、この既存庁舎は大きなクラックがあれば当然そういうところを補修すると。あるいは塗装、そういったものを一応活用した中で、できる限り延命措置を図っていきたいということで、この既存庁舎については、そういった整理をしているのが現状であります。よろしく申し上げます。

#### ○市長（日永貴章君）

済みません、1点漏れておりましたが、加藤議員から都市計画税のことを言っておいたほうが良いという御意見を言っていただきましたので、先日来の一般質問でも御答弁させていただいておりますとおり、都市計画税の導入については現時点では考えておりません。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

それでは、再質問を行います。

1点目の住民説明の責任と必要性について、市長はこれまで努力してきたということで、庁舎事業についての説明会は行わないということですが、やはりきょうの陳述の中でも、

住民への説明はしているけれども、住民の声を直接聞く機会がないということが一番大きな問題点として指摘されております。

私は、愛西市になって9年目、前任者の八木市長が、佐織町時代は毎年住民懇談会をやって、直接意見を聞いてみえたが、愛西市長になってももう住民懇談会をやらなくなった。なぜかということ、いまだに答えはわかりませんが、もし愛西市長になっても住民懇談会を続けていたなら、これだけ大きな行政と市民のギャップは生まなかつたらうと、やっぱり必要だなということが感じられたんじゃないかと思えますけれども、そういう今までいいということやってきたことをやめてしまったことが、今日もつながっている一つの理由ではないかと思っています。

先ほど質問しましたように、例えば佐織地区から行けば、佐屋地区は遠くです。ここに来るのは、例えば期日前投票のときだけとか、そういうことで、なかなか話が進んでおらんのですけれども、実際地元の総合支所が廃止され、そして建物が佐織の場合だと一部解体ということになるわけで、そういうときにも説明がないということは、本当に住民としては納得いかないことだと思うんです。そういう点では、今から住民説明会をきちっとやって、例えば総合支所廃止ということが伴うわけですから、総合支所や出張所ごとに住民説明会をやるべきだと思うんですが、それをあえて最後までやらずに突き進もうというのは、まさに異常としか私は思えません。これが1つです。

それから、東日本大震災を踏まえた検証ですけれども、やっぱり今回の東日本大震災の一つの教訓は、危険性リスクを分散すべきではないかと。庁舎の討議の中でも、ここはマイナス1.9メートルだから、3メートルのところにある八開庁舎に防災の第2指令所をつくるべきではないとか、そういう意見が出るように問題点を持っておりますので、やはり一極集中の是非を含めた検証が、このあつてはならん大震災が起きて、それを踏まえて今後、100年に耐えられるようなスタンスで検証をすべきではないかと思えます。

それから、3点目の長寿命化の工事ですけれども、今部長はこの計画の中で長寿命化の考え方を生かしていきたいということですが、市民からいきますと、いわゆるこの計画が立てられたときは、減価償却という40年、50年の物差しで計算がされてきたけれども、やはり今、一番心配なのは、国の借金が膨らんで、約束が守られないということが非常に怖いことでありますし、国の借金は結局国民が返さないかんわけですから、そういう点でもやはりコストダウンを図るといふことの再検証が、この長寿命化の物差しではないかと。100年の物差しで見れば、この長寿命化を、各庁舎は耐震診断はしたんですけれども、長寿命化で40年のものが80年もつということになれば、計算がもうがらっと変わるわけですから、やはりここは再検証をすべきだというふうに思います。

それから、住民投票についてですけれども、議会で民意が反映されているから住民投票はしないという形で述べたということですが、やはり私は、先ほどの4月の選挙結果が一つの具体的なものを示しているのではないかと。特に市議補選の数字は、住民合意は得られていないということを確認してしまつたのではないかと。そういう点ではやはり住民

投票にかけて、しっかり説明をして、進むなら進む、とどまるならとどまるということ、合併協定を引き継ぐということで、ここでしっかりと住民参加を行うべきではないかというふうに思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

最初の1点目の、今までの住民説明会に対しては、住民の声のリターンを聞いてなかったのではないかと。そして、八木市長の場合は年に1度の懇談会をしていたというお話でございますけれども、まず最初に、八木市長がやってみえたその件は、私はちょっと存じ上げておりませんでしたし、今議会でも私自身は答弁もさせていただいておりますけれども、今後、さまざまな場面でタウンミーティングという形で市民の方々との対話を進めていきたいということは、この庁舎というわけではございませんけれども、やっていきたいという方針は、もう既に議員の皆様方にもお伝えをしております。

この統合庁舎につきましては、先ほども申し上げさせていただいた繰り返しになると思いますが、自分自身も選挙の折に考え方は伝えさせていただいて、その中でそれぞれの市民の方々の声も聞きながら、これは私自身はやるのが市民の生命・財産を守るべきことの重要なことになるというふうに認識して、庁舎建設は必要であるというふうに考えております。

また、総合支所がなくなるというお話もございましたけれども、現計画でも、今、加藤議員もおっしゃいましたけれども、立田・佐織・八開支所として残して、窓口サービスは続けていくという方針で今進めておりますので、御理解がいただきたいというふうに思っております。

次に、2点目の東日本大震災で学んだリスク分散というお話でございますが、一極集中にすることのリスクも当然ございます。そういった意味では、やはり残す支所との関連をどうしていくのかということも、今後は検討していかなければなりませんけれども、やはり今の庁舎建設によりまして、そこに一極集中、今までばらばらにあったところで、なかなか今後、災害が起きたときに指令系統がはっきりしない部分で、また各情報管理などもございますので、そういった意味では、しっかり守られる必要があるものは守っていかなければならない。耐震をやっただけで本当にそれが守られるのかということを考えて、今回、庁舎は必要であるというふうに考えております。

長寿命化につきましては、また、申しわけございませんが担当から答弁させていただきますけれども、あと4点目の住民投票の投票率の関係で、今補欠選挙のことを言われましたけれども、私自身はその間、自分の市長選挙でさまざまな部分を訴えさせていただいて、こういう結果を住民の方々からいただきましたので、そういう私自身の考えで進んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

御質問の長寿命化の関係でありますけれども、基本的な考え方というのは、先ほど申し上げましたこの庁舎増築と既存庁舎の改修というのは、今日に至るまで庁舎検討委員会の答申を踏まえた中で、既存庁舎は改修しという目線の中で進めてきております。

そして、長寿命化の関係でありますけれども、きのう、おととい、最前から一般質問で、この長寿命化の関係でいろいろ御意見をいただいています。庁舎、確かにそうです。こういった部分も考えていかなければなりませんし、愛西市全体の公共施設は60近くあります。当然そういったものも一くくりの中で、この長寿命化の問題というのは整理していく必要があるんじゃないかなというふうには、私自身は思っています。

ですから、先ほど市長が申されました総合支所の関係でありますけれども、これも当然皆さん方から御意見をいただきまして、ただ単に取り壊すということじゃなくて、コスト削減を考えれば既存支所の有効活用という目線の中でも、これから一つ視点を変えた中で検討していくという考え方を持っておりますので、そういうような捉え方しておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、幾つかの点について質問したいと思います。今、加藤議員のほうの答弁もありましたので、それを踏まえて幾つかの点について質問を行います。

まず1つは、やはり今回の住民投票条例の制定のための直接請求が行われたことの経緯ということ、まずしっかりと考えながらやっていかなければならないというふうに思います。この日永市長の意見書の中には、これまでの愛西市が進めてきた手続的なことに関しては、民主的に手続をやってきたということと、また合併後のさまざまな市を中心とする議論についてずっと述べてあり、その中で、その正当性を訴えられているわけであります。ただ、幾つかその点について、やはり大きな疑問があるということです。

まず1つは、この庁舎統合に至った結論が出てきた経緯の問題に関して、やはり大きな問題点が2点ほどあります。

1つは、本来、合併のときに合併の方針協定ができました。合併の協定の中では、先ほどの永井さんの意見陳述にもありましたが、やはり幾つかの約束を新しい市民に対してやってきたということは、非常に大変重い問題であるというふうに私は認識をするわけです。その中で総合庁舎方式、分庁・総合支所方式というのをしっかりと新しい市民の皆さんに対して説明をし、ある意味納得をしていただく中で愛西市は合併をした。ところが、それから合併をして3年後ぐらいのところで、やはりこういう形で新たな方針が出された。新たな方針が出された理由の中では、いわゆる総合支所方式のメリットというのほうはたわれながらも、一方では非効率性ということを経験として、庁舎統合を進めるべきだという方向へ大きく変わりました。

ところが、市民の皆さんは、それだけではやはり納得されないというふうに私は思います。なぜならば、そもそも合併のときから総合支所方式をやることに対しての非効率性ということは、当然指摘がされてきました。それはある意味わかって合併をしたということですよ。だからこそ、その中で一定の効率性を犠牲にしても、市民の皆さんの利便性を確保していくというのが合併のときの理念であったのではないかとということでもあります。そういう点で、それを

大きく違えてしまうようなことは、やはり約束違反と言われてもしようがないのではないかというふうに思うのが、まず第1点であります。

そしてさらに、その大きないわゆる約束違反とも言われるようなことに関して、これまで進めてきた、今ここの中で市長が述べられているような経緯の中では、先ほどの加藤議員の質問の答弁でも答えられていましたが、広く知らせていく、また意見を聞くという点では、合併のときとは大きく異なって、やはり不十分であったというふうに言わざるを得ないと思うわけがあります。

その点からも、その手続の正当性が適法であるかどうかということよりは、市民の皆さんがどれだけ納得していただけるかということが大きな問題ではないかというふうに思うわけで、その点でもこの進め方については大きな問題があったと言えるのではないのでしょうか。その点について考えていただきたいというのが、まず第1点です。

それから、2つ目の問題として、先ほどの災害時の問題です。

確かに指令系統としての災害対策本部の位置系統というのは、危機管理としては当然当たり前のことでありまして、ところが、愛西市の特殊性ということをやはり考えていかなければならないというふうに思います。

さきの一般質問の中では、伊勢湾台風、規模の問題とか、中のシミュレーションの問題が大きく取り上げられていまして、愛西市全体がかなり大きく広域に水につかるという話がありました。ただ、それは一例だということと、例えばかつての伊勢湾台風のような浸水の仕方もあれば、かつての八開での木曾川が切れたというようなあれもあるし、それから目比川のような切れ方もあるわけで、やはりこの低地の地域ではさまざまな水害の形というのがあるわけですね。だからこそ、分散ということは真剣に考えなければならないということになると思います。当然情報の一元化ということは重要なことではありますが、しかし、一カ所に集中してしまうということは、それ以降の対応は非常に難しいという部分になります。

先ほど市長も、きのうの一般質問及び今の加藤議員の質問の中で、今後そういったことに対しては検証しなければならないというふうに言われていましたが、そうしたことも含めて考えていくことは必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これは、やはり支所と本庁との体制、あり方ということに大きくかかわってきますので、早いところでの結論が必要であるというふうに私は考えるわけであります。

それから、投票率の問題です。

先ほど市長選挙の件と補欠選挙の件がありました。しかし、違うんだという話がありました。その一方で、先ほどの答弁の中で、市長は住民投票条例というのは民意を反映する議会が正常に機能していない場合のものだというような答弁がありました。それは決してそういう場合だけではありません。市長選挙やそれから一般市議会議員選挙などで言われていることは多岐にわたるということでもあります。

今回においても、当然庁舎統合問題は一つの大きな争点となりましたが、もちろん日永市長も、それ以外にも防災の問題や、あるいは健康の問題なども提案をされていました。やはり総

合的に判断をするというのは基本になっているわけですね。だからこそ、そうした中で選ばれた首長、あるいは議会が、その中では問われていなかった、あるいはそれぞれの中でも特に一つの問題等について大きな問題があれば、住民投票等を求めることはある意味当然なわけでありまして、そのための制度でもあるわけであります。だからこそ、その辺はやはりしっかりと考えなければならないし、そういう点でいっても、この住民投票の問題も投票率の問題も、やはり大きな問題となると。

投票率が低いからといって、じゃあ、それで民意が反映されないのかということとは決して言えない。それは国政選挙でも、今やもう40%を切るようなときまであるわけですし、それでも選挙は正当だと認められているわけであって、そこはやはり大事なことであります。当然選挙戦術的な問題として、サボタージュというような、いわゆる投票行動に出ないというようなことだってあるわけで、その点についてはしっかりと、民意を正当に表明をしてもらう、積極的に投票してもらうということが重要になってきますので、あらかじめそれを決めてしまうこと自身は、やはり大きな問題があるのでないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

そして最後に、先ほどの市民の皆さんに対する説明の問題とも大きくかかわってくるわけですが、3,936の署名が集まった。そしてこういう形で直接請求が行われたということをしかりと受けとめなければ、それは市長もそうだし、我々議会も受けとめなければならないというふうに私は思うわけであります。これから、今の質問も含めて、今の庁舎統合の課題や問題について指摘をしていますが、それは決して、当然その立場立場では反対・賛成があるわけですし、そういう中で住民投票そのものは、確かに契機はいろんな問題がある。今の庁舎統合に対してさまざまな問題や課題があるからということも当然契機であり、また住民に対しての説明などがされていないことが契機でありますけれども、ただ、それは住民の皆さんの声を聞いてほしいと、それによって市政を動かしてほしいという考え方があるので、決して反対だけではないというところはやはり考えなければならないと思います。

今回の住民投票に対する、なぜこれが行われてきたのか、またこれだけの署名が集まったことに対する市長としてのお考えと、やはり住民投票が必要であると私は考えますが、今回の住民投票についての市長の考え方をもう一度お尋ねしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、順次答弁をさせていただきます。

まず最初に、加藤議員と重なる部分の広報、市民に知らせる方法が余りにも不十分であったという質問ではございますけれども、私自身といたしましては、やはり繰り返しになりますが、今回の選挙を通して私の考え方も述べさせていただいておりますし、市といたしましても、議員の皆様方と議論をしながら、その中で市民にお伝えする機会を広報などを通じて行ってまいりました。

先ほどの加藤議員のときもお話をさせていただきましたけれども、やはりさまざまな御意見があることも十分承知をしておりますし、この今までやってきた広報活動、意見の聴取の仕方、それぞれにつきましては、やはり議会も私どもも考えなければならないことは十分あるという



ふうには認識しておりますけれども、今回のこの庁舎に関しましては、私自身も自分の考え方で進めたほうが市民の方々にとってプラスになるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、災害時の件でございますけれども、今後いつ起こるかわからない災害、そしてこの災害につきましては、やはり大きなものが、どんどん予想されないことが起こります。東日本大震災でも、「まさか」「想定外」という言葉がよくあのころ言われましたけれども、当然議員も防災ボランティアなどで活躍していただいておりますので、そういったことを鑑みましても、じゃあ今のままを維持して、愛西市の防災としての市民の方々の生命・財産を守ることができるのかということ考えた場合にでも、私自身はやはり庁舎を建設して対応すべきであるというふうに思っておりますし、支所のお話でもそうでございますけれども、八開庁舎も支所として残すという、形はどうであれ残すというお話になっておりますし、立田、そして佐織支所につきましても、形を変えて総合支所として残すということもございまして、また真野議員におかれましては、さまざまなアイデアをまた市に対していただきたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、投票率の関係でございますけれども、先ほど私も述べさせていただきましたけれども、本来であれば議会が正常に機能している以上、政策は議会で決定すべきであるというふうに私は考えております。住民投票といたしましては、原則として議会と市長との信頼関係が破壊され、現行の政策決定システムが機能麻痺を生じているような事態に限られるものである。そして、住民の皆様方から負託を超える事項があれば、検討の余地がありますけれども、安易に市民の方々に負担を負わせてはならないというふうに考えております。

また、市民の方々から負託を受けた議会が、みずからの責任を果たすことが何よりも基本ではないかというふうに思いますので、この考え方は投票率云々かんぬんにはかかわりはないかもしれませんが、やはりある程度、議会、そして私どもとして責任を持って対応していかなければならないという考え方に沿って、投票率の設定は必要ではないか。また、投票率が低いということは、私どもにとっても大変今後重要な、どうやって投票率を上げていくか、そういうことは取り組んでいかなければならないということは認識いたしております。

最後に、署名が集まった、このことは私自身も本当に大変重く受け取っておりますし、先ほどの意見陳述であったことも、十分に自分自身に自問自答しながら今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問をしたいと思います。

今回の、今の再質問の中でもありましたが、やはり市長としては当然、今の件数がプラスになるというふうに信じてやっているんだということは、市長の立場から、当然選挙でそれという形で訴えながら当選をしてきたということであれば、政策的もそれは当然だと思います。

ただ、あと署名についても重く受けとめているというふうに言われました。当然自問自答しながら考えているんだという話もされましたが、であればこそ、一方では先ほどの加藤議員の

答弁の中では、今後タウンミーティングをやるけれども、この庁舎問題についてはやらないというような話でありました。であれば、本当に今の私に対する答弁のところが本心であれば、この問題というのは避けて通れないのではないかというふうに思うわけですね。

永和支所のときの、先ほどの副市長の答弁が大きくまた言われましたけれども、市民と向き合ってきちっと話をしていくということは、やっぱり避けてはだめなことだというふうに思うんですね。それは、市の意向の問題と市民感情とかいろんな問題もある中で、それでもやはり避けていくことはまずいんではないかと。一定の政策を進めていく中で、いろんな反発は当然あるだろうし、いろんな意見もあるだろうけれども、それを避けて進めていくことというのは、愛西市の今後の将来においても非常に大きな問題の禍根を残すことにもなりますし、愛西市の市も、それから議会も、また市民が自分たちで民主的に運営をしていくというような中でも、非常に大事なことだというふうに思うわけです。

だからこそ、住民説明会をしっかりとやっていくことが必要だというふうに私は思います。そういうことも一切やらない中で、こうした住民投票による直接的なそのテーマに関する市民の意見・意向を聞くということもやらないというのでは、これまでと同じように、市は決まったことは進めていきますよということを言っているのと同じで、これまでと何ら変わらないということになってしまう。そこはしっかりと考えながら、先ほどの答弁のとおりであれば、しっかりと住民説明会などをしていく。あるいは、それを通じて住民投票を行っていくというのは、今後の愛西市のまちづくりということを考えても非常に大事なことだというふうに思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

住民説明会の件でございますけれども、繰り返しになりますけれども、私自身も選挙を通じてさまざまな場面で自分の考え、説明というのか、考え方を何カ所かやらさせていただいて、その中でも説明をしてきております。そんな中で、ちゃんとした型にはまった説明会ということは、現時点では考えておりません。

先ほども申しあげましたけれども、今後につきましては、庁舎に関しての説明会は行いませんけれども、ほかの施策については、八木市長が佐織町時代やってみえたのが1年に1回というお話がございましたけれども、私自身は一般質問でも御答弁させていただいておりますが、今後、タウンミーティングを開きながら、市民の皆様方の御意見を伺いながら市政運営に生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきたいと思います。再開は2時50分再開といたします。

午後2時40分 休憩

午前2時50分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、6番・下村一郎議員、どうぞ。

## ○6番（下村一郎君）

議案第38号に対して質問をさせていただきます。

特にその中で、市長の38号に対する意見書、この問題についてお伺いしたいと思います。

いろいろと説明されておりますし、今まで質疑を聞いておりましたら、市長は、これは文書にも書いてありますけれども、市としては庁舎統合・増築については説明をしてきたというふうに言っておるんですね。私が今から言いますので、この言っている以外にやっておることがあったら、説明していただきたいと思います。

説明したということとは違うと思いましたが、読んでいまして、例えば、行政改革推進委員会が15名で庁舎のあり方を検討したというのがこれに書いてあります。そして、庁舎検討委員会が20名で庁舎のあり方を検討したと。それで、庁舎検討委員会のあり方については、検討中に経過をホームページ、広報で毎回知らせたこと。これは事実、私も見ていますので、これは本当です。それから、そのほかで知らせたということがあるのかなというふうに思いました。ただ、私が市民に広報でも知らせないというふうに取り上げた9月の議会のとき以降については、11月号から庁舎の建設については知らせるようになってきました。

ところが、今まで統合については知らせることがありません。いつ知らせたかお聞かせ願いたい。つまり簡単に言うと、庁舎検討委員会で検討の内容は、あるいは答申については広報にもホームページにも載りましたが、それを受けて、市長が統合の方針、庁舎の建設の方針を決めた、こういうことについては一切、現在に至るまで明らかにされていない、報道されていない、知らせないと思いますが、私の見解は違うでしょうか。

いろいろ知らせたと言っていました。行政改革推進委員会が15名で庁舎のあり方を検討した、会議をやられたということは、多分知らせていると思います。ただそれだけです。庁舎検討委員会の経過については詳しく報道された。これは事実です。さっき言いましたように、もう一度言いますと、その答申を受けて、市がどういう方針を決めたかについては知らされていない。つまり逆に言うと、永和出張所、市江出張所の廃止については知らされていない。そして、佐織庁舎、立田庁舎を壊すということももちろん知らされていないし、支所になるということについても説明がされていない、これは八開庁舎も一緒です。というようなことですので、統合については知らされていないと思いますが、改めて見解をお伺いします。

それから、今回もいろいろ問題になっておりますけれども、災害対策の問題です。

災害対策の問題で、一昨日、私は一般質問を行いました。このときも、いろいろと後で考えてみたんですけれども、市長の答弁も肝心なことが抜けておるなという認識をしました。つまり、マイナス1.9メートルのここに新しい庁舎を4階建てでつくった場合、片田先生のお話もきのう、おとといも出ましたが、この地域は水害がやっぱり大きな問題だというふうに言っておるんですが、マイナス1.9メートルのところに4階建ての立派な庁舎をつかって、司令塔として全部いろんなものを集めてやれるようになったとしても、水害になった場合に、職員はどうやって通勤するのか、そして市民はどうやって来るのか、こういうことは明らかではない。つまり災害になった場合は、この間も言いましたが、高松城と一緒に、水攻めに遭って動きが

とれんと一緒なんです。行き来ができなくなるんです。そういうようなこと、行き来できるのかできんのか、そういうことは伊勢湾台風で経験しているんですけれども、どうなのか。それでもここにお金をかけて、40億以上かけて4階建てをつくるのかと、これがなかなか明快になってない。その点を改めてお聞かせ願いたい。

それから、住民投票条例を提案されておるわけですけど、この住民投票条例について、なぜ大変な思いをして、お金も、それからいろいろと動くことについても大変な苦勞をして、この運動を市民の会が続けられました。なぜこんなふうに住民投票をえらい目してやろうとして運動を起こしてきたのか、そのことをどう思っているのか。暇人がやっておるんだと思っておるのかどうか、一回聞きたいなと思っておりました。これは教えていただきたい。どう見ているだろうか、当局は、市長は。そういうふうに思います。

いずれにしても、この庁舎の問題は、統合があって初めて新庁舎の建設という格好になるんですから、統合問題が急所なんです。統合問題が出てこなかったら、新庁舎の建設は出てこないんです。だから、その統合問題が知らされていないということは、合併協定に違反していると言われてもしようがないと思うんですけれども、明快に答えてもらいたいというふうに思います。以上、お願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうからは、まず住民投票条例の署名活動についての関係で、なぜ起こったのかということでございますけれども、この住民投票条例が最初に起こったとき、私自身も議員の立場でございました。やはり議員の立場といたしましても、市民の方々に対するさまざまな意見交換や考え方、議員としての認識も薄かったということもございますし、市当局におきましても、やはり今まで培ってきた行政運営、経験が生かされてなかったのではないかなというふうにも思っております。本当に大変な思いをされて署名を集められたことは、私自身も十分に知っておりますし、実際に私の知っている方も署名をお願いされに来ましたということも、私自身もお聞きしております。そういった意味からも、大変苦勞されて集められたということは理解しております。これが、なぜ起こったのかということの答弁になるかどうかはわかりませんが、私はそのように認識をさせていただいております。

続きまして、若干私の補足的な部分は担当部長に答弁させていただきますけれども、2点目のマイナス1.9メートルのところは庁舎を建設ということで、4階建てを建てても意味がないのではないかと御意見もございますけれども、実際に今まで議員の方々の庁舎特別委員会のほうでも、これを海抜マイナスではなくプラスマイナスゼロまでして建設すればいいのではないかと御意見をいただいた中で、市といたしましても、そういうことにも考慮して、今回、庁舎の計画になっております。

あとは担当から答弁させていただきます。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

まず、1点目の庁舎の統合の件について、全く知らされてなかったというお話がございました。

確かに広報等で、そういった欠けた部分はあったかもわかりませんが、ただこれは議員さん方も承知はしていただいております。と申しますのは、基本計画のときに、パブリックコメントを私どもは29カ所実施をしました。当然、その中には庁舎は統合するという基本方針がきちっとたわれております。何回も何回もこの庁舎の問題については議会の場で一般質問をいただき、それに対して考え方もお示しをさせていただいております。その中で、当然議会や広報等にもそういった市の考え方というのはきちっと伝えられているというふうに私自身思っておりますし、パブリックコメント、もう一度きちっと見てください、基本計画を。庁舎統合をするということになっています。

もう1つ、基本設計です。

基本設計のときも、パブリックコメントを同じ手法でとりました。当然、市民の方からも御意見をいただきました。ということは、少なくとも基本設計の中の、統合するというところで私ども考えを示してあるわけです。そういった理解をしていただきたいなというふうに考えております。

それから、災害対策の関係でありますけれども、きのう、おととい、議員のほうからもこの地区は水害と、確かにおっしゃるとおりです。市長が申されましたように、この周辺はマイナス1.8から9です。一応、今回の震災を踏まえた中で、教訓を生かした計画をしたかというお話があった中で、これは特別委員会もそうでありましたけれども、市長が申されたとおりです。上げると、床面積をもっと上げたらどうだということで、床面積はプラスマイナスゼロの位置です。しかしながら、ゼロであっても、やはりそれ以上の浸水があれば、ひたひたになるという状況に変わりはないと思います。

そこで、私ども今回の一つの庁舎整備の計画は、防災面を考えて、いろんな、例えば電算施設にしてもそうでありますし、災害対策本部もそうでありますけれども、3階、あるいは屋上というような配置も考えてやってきたつもりでおります。

それと、議員が申されましたように、水につかれば当然職員の初動態勢はできへんがやと、おっしゃるとおりです。八開庁舎のほうへ仮にそれを分散したとして、一時的にはそこまでの間というのは水につかると思います。私のこれは私見が入っておりますけれども。

もう1つ、水害だけではありません。本当に地震があった場合に、私は立田大橋の向こうに住んでおりますけれども、立田大橋がもし陥落すれば、私じゃ来られません。もう1つ、大きな地震があれば道路は寸断されます。職員に来いと言ってもすぐには来られません。当然そういった最悪のケースというのは考えております。しかしながら、職員である以上は、水がつかっていようが何であろうが、いろんな手段を用いてそこへ来なければなりません。それは、職員皆そういう考えでおります。

もう1つ、皆さん方、赤本、地域防災計画ですね、それを見ていただきましたでしょうか。災害対策本部の設置というのは重要なんです。そこから指揮命令系統を出すんです。ただ単純に、災害対策本部を設置して終わりじゃありません。議員もよく御存じだと思いますけど、そこが司令塔になって、災害の応急対策計画というのがあります、それは。34項目にかけて、た

だ情報の伝達だけじゃないです。いろんな復旧の計画をそこで指示しなければなりません。そういう重要な場がありますので、やはり水につかって、それは長期的な闘いになるかもわかりませんが、そこを本部としてやるしかないんです。私はそう思います。それは、最終的な防災拠点でもありますし、復興の拠点にもなるんです。私どもはそういった考え方で進めてきました。以上です。

#### ○6番（下村一郎君）

先ほどパブコメのことを言うのを忘れましたが、パブリックコメントで意見を聞いた。20人ほどが意見を出してくれた。その中には、今私が申し上げたようないろんな意見もあった。しかし、余り活用されなかった。やはりパブリックコメントをやっているということを知っている人というのは、ほんのわずかしかなかった。そういうような状況にあることは、間違いのない事実なんです。

結局、広報で知らせないと、先ほど濱崎さんが言われました中日新聞のどこかの欄に出ておったというような話がありましたけれども、そんな一事が万事、市民には知らせないという流れは変わってないというふうに私は思うんですね。

これに反論があったらお聞かせ願いたいと思いますが、広報には載せてこなかったんですよ、まとめて。予算なんかのときは載せましたよ、庁舎の増築だとかどうやとかいうのは載せてありますから。だけれども中身がわからない、議員もわからなかったんですから。中日新聞に大きく取り上げられる前に我々は知ったというのが実情なんです、特に庁舎の建設関係については。だから、そういう面では、わからなかったというのが実情ですね、全体像が。

全体像がわかったのは8月ごろだったんですね。それで9月に私が議会で取り上げて、知られてないじゃないかといって、当局もそれは認めた。そのときに出た発言が、先ほどありました説明会を開くと白紙に戻ってしまうんじゃないかというような発言なんですけど、これは本音なんですよ。つまり逆に言うと、市民に話をして説明したら潰れてしまう、庁舎統合・建設が。こういうふうには裏返しなんです。そういうふうには言われたと一緒なんです。だから、それは市民に知らせないという間違っただけの考えのもとから出た言葉だと僕は思うんですよ。その点について、見解を伺いたいというふうに思います。

それから、今の災害の関係ですが、私は3年ほど前の、議員になってちょっとたってからですが、この場で一般質問で、災害対策本部について質問しました。そのときに、この庁舎で災害対策本部を行うのはまずいと言ったんです。潰れるかもわからない。だからまずいから、八階庁舎の2階はまるっとあいてるから、そこへいろんなものを持って行ってやりなさいと。そして、あそこには周りにグラウンドもあるし、会議室もあるから十分やれるからというふうに言った。今の段階では、本当に理想的な場所なのかと、ここへ。特に東の大震災で、この間も私は言いましたけれども、庁舎や学校やそして住宅を建てる場所の問題が大きくクローズアップされて、あちこちで高いところへ動かすという動きが出ているんです、現在も。そういう中で、ここの場合はマイナス1.9メートル、地盤沈下で1メートルも下がった、伊勢湾台風よりも。そこへ4階建てをつくるというんですよ、40億もかけて。だから、こういう大きな問題で

すから、これは市民の皆さんによく伝えて、住民投票で決めてもらうのが一番いいわけです。だけれども説明会もやらない。市長はタウンミーティングをやるけれども説明会はやらない、庁舎はやらない、なぜやらないのか。庁舎の説明会がなぜできないのか、市民に反対されるからできないのか、それを恐れているのか、はっきりしてもらいたいと思うんですよ。タウンミーティングをやるけれども、庁舎はやらない。反対されるからでしょう。ということは、全部一致するじゃないですか。説明会を開かんというのも、市長の説明会を市長庁舎でやらないというのも、同じような考えじゃないですか。ここら辺を一回、明確に答えてもらいたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

私が昨年9月に申しあげました、説明会を開くと白紙に戻るのではないだろうかというような発言が、毎回こだわっておられますので、その真意をお伝えしたいと思います。

要は昨年、24年の9月となれば、もう既に基本設計のもとに実施設計がほぼ完了間近に迫っているときということで、既にそのとき、あわせて補正予算として41億5,000万円余りの補正予算とあわせて追加提案をしてきたときでございます。

そういったときに、今ここで改めて説明会を開けという一般質問での要望でございました。しかし、ここに至るまでには既に、47年12月に行革推進委員会で庁舎の問題が話題になったり、また検討委員会でも1年2カ月かけて審議をいただいて答申がなされ、その答申に基づいているんなことが具体的に進んでいて、なおかつ具体的に我々が進めてくるに当たりましては、その節目節目に議会だとか、特別委員会へも御審議やら御報告をして、ここに至ってなぜ今、この説明会という疑問点が湧きました。要は、それをやれば、せつかく皆様方に御議論をいただいたことが、また議論の蒸し返しになるのではないだろうか。ということは、時折議員の皆様もおっしゃられますが、議会の軽視、議会を無視したことにもつながるのではないかと、私はそういう思いがあって、今ここでそんな議論の蒸し返しをするのであれば、白紙に戻りかねないようなことになってしまう、そういった趣旨で申しあげました。

こういった御提案は、責任の転嫁ではありませんけれども、もう少し早い時期に議会も我々も、そういった住民に説明しないかんという認識があったのならば、もっと早い時期に提案をいただいて、議会の場できちんと議論をしていきたい。そういった思いが今あつてしようがないところでございます。残念なことですが、もっと早い時点でやらないと経費も無駄になる、時間もロスをしてきた、そういうことだと私は感じて、そういった発言を申し上げたところでございます。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

批判を受けるからやらないのではないかと御質問でございますけれども、私自身、この庁舎問題で反対の御意見もあつて、署名活動もあるのではないかとこのことをわかっていながら、今回、この庁舎をつくるということを明確にして、市長選挙にも出させていただきましたし、この間の一般質問でも、これからは批判を受けてもさまざまな事業をやらなければならないということを自分自身わかって、タウンミーティングも今後は、庁舎では行いませんけれど

も、さまざまな場面で市民の皆様方の目の前に立って、御意見を伺いながら進めていくという強い意志のもと、市長選挙に立候補させていただき、そして市民の皆様方の負託を受け、この席に座らせていただいております。

批判を受けるからやらないとか、そんなレベルといたしますか、感覚で今回の説明会をやらないと言っているわけではございませんし、今後についても、批判を受けることを承知で事業を進めていかなければならないということを心に決めておりますので、御理解がいただきたいというふうに思いますし、今回、さまざまな選挙を通じて、皆様方に庁舎の建設については、私の考え方も伝えさせていただいてきていますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、13番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○13番（山岡幹雄君）

今回、議案第38号：愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について、平成25年6月11日提出の、愛西市長からの提出があったことについて、市側に質問をします。

今回、愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例案というものに、3,936人の方がこの案に対して署名されてみえます。それで数点、ちょっとこの条例案について質問をします。

この本条例案の第2条の住民投票の実施についてでございますが、その中で、(2)の投票の期日についてであります。この中で、条例公布の日から30日以内に執行するということになっております。この件についてでございますが、住民投票が決定してから、投票前の準備期間として、職員の配置、体制や入場券、投票用紙等の作成・配付等、準備体制などいろいろあると思います。また、初めての住民投票ということで、広報等で広く市民へ周知徹底を図る必要があると私は思いますが、それらにかなり日数が必要と考えます。この期間内で、執行について可能かどうかお尋ねいたします。

次に、住民投票を行えば当然経費がかかりますが、国政選挙と違い、先回ございました市長選、補選の市議会選もございましたが、それと同じで、本市独自の投票制度と異なるわけでございますので、この投票実施についての経費や財源について、また具体的に支出項目の内容についてお尋ねいたします。

次に、間もなく第23回参議院議員の通常選挙、2013年、平成25年7月28日の任期満了に伴い、参議院議員通常選挙が平成25年7月4日木曜日公示、平成25年7月21日に投票が予定されております。その中で、今回の住民投票ができるかどうかお尋ねいたします。

○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

それでは、今、議員のほうからいただきました御質問について、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、今回の条例案の中に、公布の日から30日以内にその住民投票を執行すると、そんなような規定が設けられているわけでありまして、それについての準備はどうかということでもあります。



今回の住民投票は、御案内のとおり地方自治体の重要な課題について条例を制定し、独自にこれを行うものというふうに認識をしております。そして、この公職選挙法の一切の適用を受ける形にはなっておりません。当然ながら、実施に当たっては条例とか規則等、詳細な規定を独自に定めることとなります。そんなような考え方をしております。そして、最終的に中身を拝見させていただきますと、やはり選挙の執行の基礎となる諸事項があるわけでありましてけれども、例えば告示日の設定の関係とか、資格者名簿の調整、あるいは投票の資格、投票の方法、期日前の不在者投票実施の有無、それから投票効力の規定、投開票の規定など、過去に私どもも住民投票を実施された自治体のほうが条例等で定めて、項目について、そういったものについて何らこういった定めがありませんので、やはりそういったことを考えますと、今回出していたいただいた条例上のその中身には、ちょっとそういった欠けた部分があるのかなあというふうには捉えております。

そして、当然ながら選挙というふうになりますと、選挙管理委員会の範疇になってきますので、住民投票については当然特殊性が高いというような捉え方をしていますので、執行者は当然市長でございますが、市長が主要な事項を条例・規則等で定める必要があるのではないかなど。といいますのが、近々の、これは皆さん方も御承知の小平市の住民投票があったわけでありましてけれども、ここを見てもみますと、市長部局が103の規定から詳細な施行規則を定めた上で、その選挙を執行していると。こんなようなこともちょっと見ております。

したがって、いろいろ申し上げましたけれども、30日以内に執行するためには、現状、短期間にこういった規定等の法整備等を終える必要がありますので、捉え方としては、ちょっと非常に困難ではなかろうかなというような捉え方をしております。

それから、住民投票に関する経費の関係でありますけれども、条例に住民投票の執行に関して具体的な規定がされておられませんので、その正確な数値が正直出せません。しかしながら、おおむね2,300万程度の経費がかかるのではないかと、これは試し算です。そして、内容と内訳は、当然ながら委員報酬等で100万円、職員の手当で約990万円、賃金・報償費で95万円、需用費で430万円、役務費で330万円、委託料で170万円、使用料等、賃借料等があるわけでございますけれども200万円ぐらい、大体これだけの選挙を執行しようと思うと、愛西市内全域ですよ、それぐらいかかるのではないかなど。当然、これは国・県から補助金を受けられませんので、当然一般財源を充当するという形になります。

そして、最後の参議院議員通常選挙の関係でございますけれども、予定では7月4日公示、それから21日選挙期日の予定ということで、そんな話も受けているわけでありましてけれども、やはり適正な選挙の管理執行というふうに考えますと、公職選挙法の適用を受けない独自の住民投票、この事務を同時に行うということはちょっと無理ではないかなあというように、選挙管理委員会のほうとしては判断をしております。

現に、常設型の条例を設けている自治体がありますけれども、他の選挙が執行される場合は、当然投票日を変更する旨の規定等もきちっと規定をされて、そういった条例をつくってみるところもありますので、したがって、参議院選挙も控える中で、その期間内にやるという

ことは、いろんなことを考えますとちょっと不可能ではないかなというふうに、現時点では捉えております。

○13番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

先ほど意見陳述を言われた3人の方に対して申しわけないですが、せっかく3,936人の方がこの案に対して署名をされたわけですね。それで、今部長が答弁されましたように、実際6月議会が28日に終了されて翌日公示となりますと、31日以内、参議院選とも重なって、あと経費の問題、またいろんな選管のほうに市長からいろいろ協議して行うということになっております。

それで、その関係で難しいということですが、再質問で、先ほど言われました小平市の話、また私もちょっと調べさせていただきまして、前、ある議員が鳥取市の庁舎のほうへ見学に行かれたということで、ちょっと私も調べてみました。

それで、平成23年8月17日付で、鳥取市長が同じように市庁舎新築・移動・移転に関する、移動されるということで、住民投票条例案が出ております。大体これよく似ておるわけですが、鳥取市で、これわかればいいんですけど、どういう経緯があったか、ちょっと御説明をよろしくをお願いします。

次に、条例案の第2条の、同じことを質問するんですが、住民投票の実施について、(5)の5項になるんですが、投票の執行について、市長が執行するものとし、地方自治法180条の2の規定に、普通公共団体の長、これは市長になるわけですが、その権限に属する事務の一部を当該普通公共団体の委員会または委員に、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を愛西市選挙管理委員会に委任するということになっております。

あともう1個、第6条に、この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関して必要な事項は、委任を受けた市の選挙管理委員会が規則で定めるとあり、住民投票の実施は、第2条の2項に、条例の公布日、先ほど言いました30日以内に執行するとあるが、できない、難しいと言われるので、再度お尋ねします。できるかできないか、また御答弁をお願いします。

また、住民投票を実施すれば、先ほど言ったように2,300万の費用がかかるわけですが、このことについて、多くの市民の方に納得していただく必要があろうかと思えます。そのためには、十分に広報の周知をしていただく、より多くの市民の皆さんに投票していただくのが大事だと僕は思うんですけど、誰でもがそういうことを望んでおりますが、そこで最後の質問になりますが、この条例案では住民投票の成立要件として、ちょっと先ほども問題があったんですが、最低投票率の規則もございません。先ほど言った他市のこういう住民投票の例があります。この辺の、投票率を一定以上あることとしている市町村もあろうかと思えます。この最低投票率の規定がされてないことについて、市側はどのようなお考えがあるかお答え願います。

○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

平成23年8月の鳥取市の経緯ですか。どういった経緯でということは、十分といたしますか、

承知しておりません。わかりません。これが答えです。

それから、できるかできないかなんですけれども、今議員がおっしゃったように、地方自治法の第180条ですね。結局、市長と選挙管理委員会との間に協議が成立し、最終的には選管に委任されるんだよと、おっしゃるとおりでございます。そういった事務手続になると思います。

そして、その中でできるかできないかということは、先ほどお答えしたとおりです。

それから、投票率の規定については、最前から市長が申しておりますように、また意見書にも市の考え方を述べております。そういった見解でおります。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、24番・榎本雅夫議員、どうぞ。

#### ○24番（榎本雅夫君）

議案第38号：愛西市の市庁舎統合・増築計画に関する住民投票条例の制定について、質疑いたします。

まず1点目に、条例案の内容についてでありますけれども、この条例案は、他市で提出された案文と同じ内容であります。その市は、条例案の内容に不備があるということで否決されておりますけれども、そのことを知って提出されたのか、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、投票方法についてであります。

第2条の投票方法についてでありますけれども、市庁舎統合・増築計画に賛成のときは投票用紙に○、反対のときは投票用紙に×をつけるとありますけれども、庁舎統合には賛成でありますけれども、全体の計画については反対の場合はどうすればいいのか、お伺いをいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

最初の件について、私からちょっとお答えをさせていただきますけれども、議員から御指摘があった部分につきましては、私どもといたしましては提出された文をそのまま今回上程させていただいておりますので、私どもがこの内容に不備があったとか、そういうことに関しては、なかなか答弁が難しいわけでございますけれども、市といたしましては、この条例案に対して有効の署名数が法定を超えましたので、厳粛に受けとめさせていただきまして、法にのっとり上程をさせていただいております。

また、意見書の中におきましても、それぞれの問題点について私の意見を付させていただいておりますので、そのように考えております。以上です。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

先ほど御質問いただきました2点については、市長が前段の考え方を申されたとおりであります。もうちょっと平たく言えば、市が市の立場で、その内容についてどうのこうのという立場ではないというふうに思っています。

あえてということであれば、そもそも一応私どもとしては、この条例案に反対の意見をつけて出しているというのが私どもの立場でありますので、そういう状況の中で、今議員から申されましたことをあえて申し上げさせていただくとするならば、これは思いでありますけれども、やはり条例制定請求を受理させていただいたときに、いろいろ他市の状況も、私どもは今回初

めてでありましたので、こういったケースは、ちょっといろいろ参考に、よく似ているなあというような感じを持った部分も確かにあるのは事実です。そして、当然住民投票条例案というのは、あくまでも請求者の方々が出された一応案でありますので、そして市長が申されましたように、それに対して法定数を超えた署名と。もうこれは、それはそれなりにきちっと厳粛に受けとめているつもりであります。

しかしながら、先ほども冒頭で申し上げましたように、私どもとしては、他市でも結果的に否決されたところもありますし、私どもは私どもとして、提出されたものについては、先ほど来、いろいろ考え方を申し上げておりますけれども、粛々と事務の手續にのっとなって進めていきたいと、これが感想であります。

そして投票の方法について、これも市長が答えられましたけれども、先ほど私がちょっと前置きで申し上げました考え方と大体は一緒であります。そしてこの条例案には、第2条の投票方法について、市庁舎増築計画に賛成のときは○と、そして反対のときは×をつける二者択一方式になっております。これは一般的な形だろうというふうに私も思っています。

ただ、議員のほうから今御質問がありました、統合庁舎には賛成だけれども全体の計画については反対と、いろんなとり方があると思います。そこまでの詳細な選択肢の規定がないというの若干、これを素直に拝見させていただければ、その辺の規定がないのではないのではないかなというような思いもしております。原案をもって署名活動をされておみえになったという経緯は当然ありますので、だからといって、市長が申されましたように、私も事務局もそうありますけれども、勝手にこちらのほうがここはおかしいでここをなぶるということは当然できません。その原案をもって皆さん方受任者の方が一軒一軒回られた結果が三千九百何名という一つの結果でありますので、それはそれとして厳粛に受けとめたいというふうに思っています。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、14番・大野則男議員、どうぞ。

○14番（大野則男君）

議案第38号について、市長の意見書について1点御確認をさせていただきたい。

多くが述べられていることは全て理解をしますが、1点だけ、公共事業整備基金で20億、特例債で22億を財源とされるが、市民の方々の負担は正確かつ明確に1年当たり負担額が4700万と、この意見書の中にも明記をされております。その数字の根拠をもう少し丁寧に、わかりやすく御説明をいただけませんか。

○市長（日永貴章君）

答弁させていただきます。

大野議員におかれましては、一般質問でもこの財政につきまして非常に積極的に御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回、私が述べさせていただきました意見書の中の件でございますが、議員も御承知のとおり、市民の方にわかりやすくということが一番難しいことでございますけれども、毎年の元利

償還金のうち、想定される最大額が年1億5,388万8,000円ですので、そのうち交付税措置対象外となる3割の分の約4,700万円が毎年の市の負担額になるというふうに考えております。

詳細につきましては、担当から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうから、もう少し詳細に計算式を御説明申し上げます。

まず、22億の合併特例債の返済に係る市の負担が4,700万円毎年かかるというのが、市長言われたとおりでございます。ただ、この分につきましては元金均等償還でありますので、年々利息は減っていきますので、最大の金額というふうにまず捉えていただきたいと思います。そして22億を、議会のほうでお認めいただきました駐車場の繰越明許費に係る分と継続費で認められている統合庁舎分に、まず頭の中で分けていただきたいと思いますんですけども、なぜかと申しますと、駐車場分については事業費が2億7,522万円でございます。そのうち合併特例債で2億6,000万円を予定しております。その利率が年0.5%、そして償還期間が10年という中で計算でございます。それで計算しますと、元金の返済額が毎年2,920万円、利息分が最大で127万8,000円となります。そして、先ほど申しました統合庁舎に係る事業費39億4,970万円、議員おっしゃいますように、基金で20億予定をさせていただくとしますと、合併特例債で19億4,000万円、これを予定させていただきたいと思っております。それで、この庁舎増築分は20年償還で、年利を1.1%で試算をさせていただいております。そうしますと、元金が1億231万円、利子分が2,110万円、これは最大の利子分でございます。

今2つに分けたものを合計しますと、元金合計が1億3,151万円、これが毎年かかってくる元金返済分でございます。利息分が、最大のときになりますけれども2,237万8,000円となります。この両方、元利償還金分として足しますと、先ほど市長がおっしゃいます1億5,388万8,000円となります。

議員も御質問で言われたことがありますけれども、7割が交付税措置されますので、逆に言いますと3割が市の負担となります。それで、今の1億5,388万8,000円掛ける3割で4,616万6,400円になります。端数切り上げで約4,700万円という御答弁をさせていただきたいと思っております。

ただ、率の想定につきましては、これは財務省のほうで、直近のやつでことしの5月になりますけれども、財政投融资資金貸付利率というのを市のほうへ送ってきますけれども、そのときの10年償還は0.4%、20年償還は0.9%とされておりますが、今の試算ではそれより若干高目に試算をさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○14番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に税の仕組み、複雑な仕組みのような気がして仕方がありません。

きのうの一般質問でも地方交付税、こんな不安定な地方交付税が今でも時限立法で財政対策債、本来なら10億もらえるところが、国から10億もらえないという形になっている。そんなこ

とも含めて税を見る中で、今回、市長は判断をされたなということが見えるかなというふうにも思っております。

そこで、いろいろなことを今言われておる中、総合的な観点で建設に至ったわけで、先ほど来からる皆さんから説明会がどうやら、いろんな話があります。ここで、くどいようで私も本当に申しわけないなと一度思うんですが、市長39歳、若い市長となりました。それに対して敬意を表するとともに、説明会をやることによって今回の問題が一つ解決していくんじゃないのかなと、そんな思いで仕方ありませんので、市長として、いろんな問題はあろうと思いますが、お考えをお聞かせ願ひまして、質問を終わりとしていきます。

#### ○市長（日永貴章君）

大変御心配していただいて、私自身もこの特例債、地方交付税については大変心配をいたしておりますが、やはり市といたしましては、国からの法的な考えの中、この地方交付税がなければ全く愛西市自体が運営できないということがございますので、まずはそういう法の中で有利なものを使いながら、愛西市のために進んでいかなければならないということ、まず最初に述べさせていただきます。

また、説明会につきましては、先ほど来、御答弁しているとおりでございますけれども、私自身も、先ほど39歳と若いということも言っておりましたけれども、申しわけございませんが、今後、普通で行けばあと30年は自分は生きるというふうに思っております。その中で、責任をとっていかなければならないというふうに、覚悟を持ってこの事業に取り組んでまいっておりますので、皆様方には御理解がいただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、15番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○15番（吉川三津子君）

通告させていただきましたが、先ほどちょっと1点、通告にはないことでございますけれども、この住民投票の条例案に不備があるというお話が出ました。私はちょっと初耳で、不備のあるものを議会でどうやって判断するのかということで、この条例案が仮に通ってしまったときには、全く実施が不可能なものであれば、当然議会としては通すわけにはいかないわけです。その点、仮にこの条例案が議会を通過したときに、行政としてはどのような対処をされるのか、その可能性というか、そういったものについてお聞きしたいと思います。それがどうなるかによって、議会として議論できるものなのかできないものなのかという線引きができると思います。その辺について1点、通告にはありませんが、お伺いをしたいと思います。

私は、この庁舎の関係につきましては、公共施設問題、一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、施設の統廃合をしないと40年間で700億円以上の改修費、建てかえ費、全ての公共施設を維持すると、この愛西市はかかってくるということで、年間18億円もの改修・建てかえ費がかかってくる試算が出ているわけです。そういった面で、私自身は統合ということは賛成の立場ですけれども、この計画については課題で、もう少し工夫をする余地があるだろうという考えを持っております。住民の方からのこういう請求に対して、自分自身どうするかとい

うのは、今のところ大変悩ましい思いでいるのが現実でございます。

今回、こういった請求につきましては、庁舎に賛成か反対かという問題ではなくて、この住民投票条例をどう扱うかが、やはり議論のテーマではないかというふうに思っております。よって、民主主義とは一体何なのか、愛西市はこの住民直接請求をどう捉えて行政運営をしているのか、そういった視点で少しお伺いをしたいというふうには思っております。

民主主義においては、間接民主主義と直接民主主義があるわけですが、この整合性をとっていくというのが、全国的に大きなテーマであろうというふうに思っております。先ほど市長の答弁から、こういった住民投票については、市長と議会のほうで不協和音というか、なかなかうまくいかないときに実施すべきものであろうというような意見が述べられたと思うんですが、こういった住民投票を、私はこういったときだけではないと思うんですけれども、こういったときにこの愛西市として住民投票を取り入れていくべきとお考えなのか、先ほども常設の住民投票条例を持っているところもあるというふうで、愛西市においても、今、自治基本条例が制定されていくところでございます。この住民投票条例について、市としてのお考えをお伺いしたいと思います。それが1点でございます。ですから2点目ですね、それが。

それから、あと先ほど投票率のお話が市長のほうから出ました。仮にこの条例案が妥当なものだということで判断した場合、私はやはり市民の方がつくってくる条例というのは、完璧というか、細かいところまで求めるといのは大変厳しいであろうというふうに思っているわけです。この投票率を定めるということは、投票に行かない運動がどこでも起きております。そういった面で、政治への参加を拒否するような内容になってくるので、私も投票率というので有効か無効かというのを判断することには反対の立場なんですけれども、私は第5条の市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないということが記されておりますので、その中でその結果、投票率も踏まえた判断をその後の事業実施に生かしていけば済む話ではないかなというふうに思っております。その見解についてお伺いをしたいと思います。

それから、4番目ですが、私自身はこの庁舎の検討委員会のほうを何度か傍聴させていただきました。火葬場の検討委員会も傍聴をしてみりました。そういった中で、庁舎の検討委員会は、火葬場の検討委員会よりもずっと充実した議論がされていたと私は拝見をいたしました。データについても、かなりたくさんデータ、正直ここまで出しちゃって後が困らないのというようなデータも、私は出されたというふうに感じております。

そういった面で、検討委員会の進め方というところ、そして広報の仕方というところまでは私は大変評価をしてきたわけで、その中で、旧庁舎を最大限活用して新庁舎をつくるということで、私はここが最大限活用されて、不足部分が新しい部分になるという期待を持っていたわけですが、こちらのほうが附属品のような形になっているということで、その面については理解ができていない状態でございます。

私自身も、この時期になぜこういった住民投票の動きが出たのかというところで考えさせられておりますが、市としては、なぜこの時期にこういった動きになったのか、何が引き金だったのか、それについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、あと4番目に庁舎に関してですけれども、日永市長も庁舎特別委員会のほうの委員でございました。総事業費が膨らんで、その後少し削減がされたときに、最後に日永市長、議員のときにおっしゃったのが、市のほうもさらにコストダウンの努力をするようにということが、私はその姿が頭に焼きついているわけですが、その後、市としてコスト削減の努力がされているのか、今後どんな削減努力をしていくのか、その点について伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、順次答弁させていただきます。

まず最初に、この条例案の不備の件でございますけれども、これにつきましては、私が就任する以前からの経緯でございますけれども、そもそも私におきましては、出されたものを粛々と法にのっとって、今回意見を述べさせていただいて、上程させていただきました。

また、詳細の経緯につきましては、担当から説明をさせていただきます。

続きまして、どんなときに住民投票を行ったらいいのか、この愛西市にとって、例を出してというふうに言われましたけれども、私自身といたしましても、今さまざまな資料を見ながらちょっと考えておりますけれども、今現在、愛西市にとってどのようなことを住民投票でやっていけばいいかということは、大変難しい問題であると思います。先ほど来、私自身も御答弁させていただいておりますし、議員もおっしゃられたとおりで、やはり議会、そして市として、市民に対して信頼できない、破壊されるような状態にあるというときに住民投票をするという考え方が、一般的に今、議会ではなっているようでございますので、この件につきましては、今後、市といたしまして、そして私といたしましても研究していかなければならないことであるというふうに認識をいたしております。

続きまして、住民投票の結果どうするんだというお話、住民投票率を設置しなくても、ここに書いてあるとおり、その結果を議会として、そして市長として最大限尊重したら、それでいいのではないかというお考えを述べられましたけれども、私といたしましては、意見にも述べさせていただきましたけれども、やはり投票率の関係を明記させていただいて、その一定数を上回るものを民意として反映して考えていくべきではないかというふうに考えております。

先ほど議員が申されました投票に行かない運動、私自身、個人的にはそんなことはあってはならないことだというふうに考えておりますし、自分の選挙でもそうでありましたし、できるだけ若い方々に投票に行ってくださいという努力をしていかなければならないという基本的な考え方でおりますので、御理解いただきたいと思います。

あともう1点、コスト削減の件でございますが、私も市側に、議会だけではなく市としてもっとコスト削減に努めろということを議員の時代に述べておりますし、今後もやはり設計、また進めていく中で、できるだけコスト削減に努めるべきであるというふうに、今でもそのように考えております。

私からは以上で、あと残りは担当から答弁させていただきます。

#### ○総務課長（猪飼 明君）



最初の、この条例案が通ってしまったらどうだということですが、普通の議案、条例案と同じこととさせていただきます。一応は市側の提案ということとさせていただきますが、議会の皆様の、条例内容が不備があると判断をされれば否決をしていただいで、ただし趣旨にのっとるようなことであれば、修正動議をされて、議員の発議で再議していただければいいかと思っております。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

今、議員のほうから庁舎検討委員会、それからデータの関係で、ありがたい話だというふうに個人的には素直に受けとめさせていただきました。

ただ、やはりそういった一方で、こうしたいいわゆる住民投票が起きるといのはなぜかと、どこにそういった問題があるんだというお話でありますけれども、やはりまず広報広聴、いろんなやり方で私どもとしては進めてきたことは繰り返しお話をさせていただいてきました。ただ、いろいろ下村議員の質問、あるいは議員からのそういった評価するというお話も大変ありがたい話ですけれども、ただ一つのことを原点にとって振り返ってみますと、今回、その条例制定請求の趣旨が3つほど書いてありますよね。いわゆる3庁舎を廃止する協定違反だと、それから永和出張所の問題もそうでありますけれども、それから大震災の問題、それから財政の問題、そういったことを私どもは私どもなりにいろいろこの場で、あるいは広報、ホームページ、いろんな手段でやってきたつもりではおりますけれども、ただなかなか、前回も私は申し上げたと思っておりますけれども、行政としての情報の発信の仕方というのが、ちょっと一部おくれた部分も確かにあったのではなかろうかなあと。そして、これは語弊はあってはいけませんけれども、よく言われます行政の情報の発信が下手だと、そういうふうな御意見もいただきました。それは謙虚に受けとめたいと思います。

そういったいろんな観点の中で、今回、皆さん方がこの庁舎の問題について大きな関心を持たれた中で、こういった運動が起きたのかなあと、これは素直にそういうふうに思っています。

#### ○施設整備担当課長（横井一夫君）

それでは、コスト削減の関係につきまして御答弁させていただきます。

コスト削減につきましては、さきの3月議会におきまして、庁舎の継続費補正変更で工事部分の仕様変更等を行いまして、約2億近い削減をさせていただきました。その結果、当初の41億から39億という形で予算のほうはなっております。

一応一つの区切りとして、予算の範囲内で進めております。ただ、今積算もほぼ完了しております。ただ、その中でもやはり無駄な部分とか、おさまりとか、当然詳細設計の中でいろいろ検討するようということ、コンサルのほうには指示をしております。大きな、そういう削減にはならないかもしれませんが、小さな部分でも削減するように指示をして、今、積算のほうに入っておりますので、よろしく御理解のほうお願いいたします。

#### ○15番（吉川三津子君）

庁舎の内容について云々言うような議案ではないと思っておりますので、これはやっぱり住民投票条例をするかしないかの判断の議案でございますので、庁舎の内容的な部分についてはこれ以上触れませんけれども、条例の不備のこういったものが議会に出てくるといことは、議会に

とっては大変正直なところ、困るお話なんです。こういった住民投票条例がきちんと制定されていて、市の仕組みの中でこういったものが実施される時に、事前にきちんとチェックする仕組みがあれば、こういった議会に不備のある条例案が出てこないのではないかなど、私もまだ不勉強なんですけれども、そんなことを思うわけです。やっぱり将来的に、こういった活動とか、直接請求の活動って、とても地方自治法の中で保障された活動ですので、それをやっぱり擁護していくということも大切だと思います。

市の仕組みとして、今後、今回初めてだったと思うんですけれども、今回経験して、今後こういったところを変えていかねばならないとか、やっぱり条例を制定して何らかのルール化をしていかなければいけないとか、そういった教訓的なものがあれば教えていただきたい。

また、他市ではやはりこういった案が出てきたときに、そういった条例の中身まで指導して、これではだめですよみたいな、そんな指導がされているのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

そもそもこのスタートの時点では、これは愛西市になってから初めての住民投票条例、直接請求が出てきたわけでありましてけれども、こういった言い方をすると失礼な言い方になるかもわかりませんが、私どもは、最初に選挙管理委員会のほうで、今まで市としてなかった条例制定・改廃、直接請求事務資料というものを担当が細かくつくってくれました、愛西市選挙管理委員会バージョンとして。それを当然事前にお話があった段階で、代表者の方にも1冊お渡しをさせていただいておる経緯があります。そして、当然ながら今日に至るまで、いろんな方が側面的に代表者の方に援助・支援をされてみえるということも聞いております。

ただ、私どものスタンスとしては、今、庁舎の関係をスケジュールにのっとして進めていく。一方では、それは反対だよというその条例案。じゃあ、ここをこういうふうに直しなさいと、こうしなさいということについては、私どものスタンスとしてどうなのかなあと。選挙管理委員会の立場としてどうなのかなあとということ率は率直に思います。

ですから、お互いがこれは初めてのことで、私どもも初めてです。請求代表者の方も初めてです。ですから、そこに至るまでの問い合わせ、お聞きをさせていただければいろんな担当は答えていると思います。それは事務資料に基づいて。その辺の、初めてということもありまして、そういったお互いの意思疎通というものが一部欠けていたのかなあと。ただ、きちっと申し上げたいのは、私どもは私どものスタンスで、そういったものをきちっと代表者の方に説明申し上げ、やってきたつもりでおります。

もう1つ、側面的に支援をされていた方もお見えになるとは思います。であるならば、やっぱりその経験を生かした中で、きちっと他市のほうの、やる以上はそういったものを参考にしながらやっていただきたいというのが私どもの考え方です。それは間違っていないと思います。

今後は、そういう中身についても、そういった体制ができるのかはわかりませんが、本当はこういうことがあってはいけないんです。市長が申されておりましたように、特殊事情があればやるべき問題であって、これは自治法に基づいた中での市民の皆さんの権利ですから、

それはそれでいいと思いますけれども、やはりお互いがそういう部分の中で、今後一つのこういう教訓として、市が関与できる部分は市が関与させてもらうことに変わりありませんので、今後そういうスタンス、目線の中で取り組んでいけたらなあというふうに思っています。

○議長（加賀 博君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第38号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、庁舎建設等調査特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、庁舎建設等調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

なお、庁舎建設等調査特別委員会の開催日程は、6月26日午前9時30分より行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月28日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時02分 散会

